

# 【重要事項説明書】

事業所の指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、契約を締結する前に知っていただきたい重要事項を次のとおり説明いたします。

## 1 事業者概要

- (1) 事業者名 医療法人 為久会
- (2) 代表者名 本間 久登
- (3) 事業所名 五輪橋介護保険相談センター
- (4) 事務所の所在地 〒005-0802 札幌市南区川沿2条1丁目2番54号
- (5) 電話番号 011-571-8260
- (6) 管理者 岡部 晴美
- (7) 通常の事業の実施地域 札幌市南区・豊平区・中央区
- (8) 介護保険指定番号 0170508881
- (9) 指定年月日 平成25年6月1日

## 2 職員体制

利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤	
管 理 者	1名		兼 務
主任介護支援専門員	1名		兼 務

## 3 営業時間

営業日	原則として、月～金曜日(休業日:土・日・祝日、12月30日～1月3日)
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

## 4 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

介護支援専門員が、利用者の依頼を受け、利用者に対し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス計画を作成し、介護支援を提供します。

### (2) 運営の方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように居宅サービス計画の作成をおこないます。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な居宅サービスを効率的に提供されるよう支援を行います。

- ③ 関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援業者及び介護保険施設、障害福祉制度の特定相談支援事業所等との綿密な連携を図るとともに、公正中立な介護支援の提供に努めます。
- ④ 利用者やその家族により、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求められた場合や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた際は、利用者またはその家族に対して説明および対応します。

## 5 利用料金

下記のご利用料金は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

### (1) 利用料金

「基本料金」 ●居宅介護支援(Ⅰ)45件未満

要介護1・2	11,088円
要介護3・4・5	14,406円

●居宅介護支援(Ⅱ)45件以上60件未満

要介護1・2	5,554円
要介護3・4・5	7,187円

「加算等」

●初回加算 3,063円

※算定要件

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

●入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,552円

※算定要件

利用者が病院又は診療所へ入院した内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行なった場合。

●入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,042円

※算定要件

利用者が病院又は診療所へ入院した翌日または翌々日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行なった場合。

●退院・退所加算(Ⅰ)イ 4,594円

※算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に関わる必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

- 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 6, 126円  
※算定要件  
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に関わる必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること。
  
- 退院・退所加算(Ⅱ)イ 6, 126円  
※算定要件  
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に関わる必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。
  
- 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 7, 657円  
※算定要件  
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に関わる必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。
  
- 退院・退所加算(Ⅲ) 9, 189円  
※算定要件  
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に関わる必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
  
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 042円  
※算定要件  
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。(1月に2回を限度とする)
  
- 通院時情報連携加算 510円  
※算定要件  
利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
  
- ターミナルケアマネジメント加算 4, 084円  
※算定要件  
24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行う。  
訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供すること。なお、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

## (2) 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のために準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定を行うことがあります。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。なお、このサービス提供証明書を後日、区役所等に提出しますと、全額払戻(原則)を受けられます。

国が介護報酬単価を改正した場合には、利用料を変更させていただきます。

## (3) 交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し、事前文書での説明を行い、支払いを受けるとの文書に署名(記名押印)をいただきます。

・事業所から、通常の事業の実施地域を越え 片道10Km 未満	200円
・事業所から、通常の事業の実施地域を越え 片道10Km 以上5Km を超えるごとに	100円追加

## (4) 解約料

いつでも解約することができ料金はかかりません。

## 6 サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。 ※別紙参照

## 7 身分証の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 8 介護支援専門員(ケアマネージャー)の禁止行為

介護支援専門員(ケアマネージャー)は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為または医療補助行為
- ② 利用者又はその家族からの高価な物品等の授受
- ③ 飲酒および利用者又はその家族の同意なしに行う喫煙
- ④ その他利用者又はその家族に行う迷惑行為

## 9 事故発生時の対応

事業所はサービス提供により事故が発生した時は、速やかに市(区)・利用者の家族や緊急連絡先などに連絡し必要な措置を講じます。

又、必要時には損害賠償のご相談をさせて頂くと共に、記録も行き、再発防止のための対策を講じます。

## 10 入院等発生時の対応

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、医療との連携として必要な情報伝達が行えるよう介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えて頂くよう、利用者やその家族に対しご協力をお願いいたします。

## 11 秘密の保持

- (1) 事業所及び事業所の従業者は、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことはしません。
- (2) 事業所は職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった期間においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らす事がないよう指導教育を適時行います。
- (3) 事業所は、利用者またはその家族の個人情報や居宅介護サービスを円滑に提供する為に実施する、サービス担当者会議等で必要な場合に使用することについて、あらかじめ同意を得るものとします。

## 12 虐待の防止について

- (1) 事業所は利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修および委員会を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の特例として区や市等に通報するものとします。

虐待防止に関する担当者	岡部 晴美
-------------	-------

## 13 感染症対策について

- (1) 当法人における感染症対策に関する基本方針に従い業務に努めます。
- (2) 従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 新たな感染症などの発生においては、保険者からの対応方針などに基づいて居宅介護支援における柔軟な対応をはかります。

#### 14 ハラスメント対策について

- (1) 当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。
- (2) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (3) 利用者が事業所職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

#### 15 自然災害発生時の対応について

災害発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を確保するために業務継続計画を作成し、当計画に沿った研修及び訓練を実施することで居宅介護支援における柔軟な対応をします。

#### 16 身体的拘束等原則禁止

利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

#### 17 相談・苦情対応窓口

サービス等の提供に関して相談や苦情がある場合は、国民健康保険団体連合会ほか外部の相談窓口、もしくは以下までご連絡ください。

ご利用者 ご相談窓口	ご利用時間	月～金曜日 8:30～17:00(休業日:土、日、祝日、12月30日～1月3日)
	電話番号	電話 011-571-8260
	場所	札幌市南区川沿2条1丁目2番54号
		苦情窓口担当者: 岡部 晴美

#### 苦情処理の流れ

- (1) 苦情・相談の受付とその内容の記録
- (2) 問題点・対応策の検討
- (3) 対応策の実行(居宅サービス計画の変更、サービス提供事業者への改善要請等)
- (4) 対応策実施後の結果の確認
- (5) 相談者への結果報告
- (6) 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- (7) サービス提供体制への改善の検討

#### 苦情受付連絡先

- (1) 北海道国民保健団体連合会 【TEL】011-231-5161
- (2) 札幌市保健福祉局保健福祉部 介護保険課 【TEL】011-211-2547
- (3) 福祉サービス苦情相談センター 【TEL】011-632-0550

#### 18 掲示

運営規程の概要、職員の勤務体制、重要事項については事業所内に掲示または要望に応じて拝見できるよう取り出しやすいように配慮します。

(付 則)

この事項は、令和6年4月1日より実施する。

指定居宅介護支援サービス開始に当たり、利用者に対し本書面に基づいて上記重要事項を説明いたしました。

説明者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

本書面により、事業所から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、理解し同意の上利用を申し込みます。

また、事業所の提供する指定居宅介護支援を受けるにあたって、事業所が実施するサービス担当者会議等において必要な範囲内での利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

**【利用者】** 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

**【同意者】** 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

(ご利用者との関係 \_\_\_\_\_ )

事業者	住所	札幌市南区川沿2条1丁目2番54号
	事業所名	五輪橋介護保険相談センター (事業所番号 0170508881)
	管理者	岡部 晴美
	電話・FAX	011-571-8260